

提 言 書

登別市景観とみどりの条例

～良好な景観と豊かなみどりを継承します～



平成26年 7月29日

(仮称)登別市景観・緑化条例検討市民会議

は じ め に

この度、景観・緑化に関する条例案の策定にあたり、会議に参加いただいた委員の皆さん並びに担当市職員の皆さん、条例案策定に費やした3年間、その粘り強い努力に心から敬意を表するとともに、厚くお礼申し上げます。

この策定作業は、平成23年7月からと長期に渡りましたが、主眼は、委員一人ひとりの声を聞くことであり、その思いを反映させることにありました。

そして、この条例案の策定にあたりましては、市民、市及び事業者が協働で、良好な景観と豊かなみどりを守り育てるとともに新たにつくり、次代へ継承していくことを目的に、登別らしい条例、分かりやすい条例、実効性のある条例をつくろうと委員の意識を共有し、議論を重ねてきました。

特に実効性のあるものにしようとして、景観・みどり推進会議の設置や実施プランの策定、景観・みどりに関する各種指定など、様々な施策を規定に盛り込みました。

また、生物多様性の確保、在来種の保全、外来種問題など、みどりの保全に関する事項についても時間をかけ議論しました。

条例の名称につきましては、「登別市景観とみどりの条例」という名称がシンプルで分かりやすいということで、意見がまとまりました。

この条例を市民一人ひとりが自分のものとして活用することにより、良好な景観づくりや豊かなみどりづくりが進み、わがまち登別が素晴らしいまち、市長いわく「日本一のまち」に進展するための一役を担うものと思います。

これから市民がこのまちで、豊かに生き生きと暮らすため、また素晴らしいまちづくりを進めるため、自らの意志で、自ら行動することを願い、提言するものであります。

平成26年7月

(仮称) 登別市景観・緑化条例検討市民会議

目 次

○登別市景観とみどりの条例（案）

前文	1
第1章 総則	
第1条（目的）	1
第2条（定義）	1～2
第3条（基本理念）	2
第4条（適用区域）	2
第5条（市民の責務）	2
第6条（市の責務）	2
第7条（事業者の責務）	2
第8条（来訪者の協力等）	2
第9条（基本計画の策定）	3
第10条（先導的役割）	3
第11条（国等に対する協力の要請等）	3
第12条（財産権等の尊重及び公益との調整）	3
第13条（関係法令等に基づく諸制度の活用）	3
第14条（知識の普及等）	3
第15条（情報の発信）	3
第2章 登別市景観・みどり審議会等	
第16条（審議会の設置）	4
第17条（推進会議の設置）	4
第3章 良好な景観と豊かなみどりの保全・育成	
第1節 景観・みどり遺産の指定等	
第18条（景観・みどり遺産の指定等）	4～5
第19条（保全・育成プランの策定等）	5
第20条（行為等の届出）	5
第21条（届出審査）	6
第22条（助言、指導又は勧告）	6
第2節 モデル地区の認定等	
第23条（モデル地区の認定等）	6
第3節 眺望ポイントの指定等	
第24条（眺望ポイントの指定等）	6～7

第4節 保護樹の指定等	
第25条 (保護樹の指定等)	7
第26条 (行為等の届出及び審査)	7～8
第27条 (保全等)	8
第5節 景観・みどりプランの策定・実施等	
第28条 (景観・みどりプランの策定等)	8
第6節 みどりの保全・育成等	
第29条 (みどりの保全・育成等)	8
第30条 (在来植物の保全等)	8
第7節 景観阻害物件の改善要請	
第31条 (景観阻害物件の改善要請)	8
第4章 活動支援等	
第1節 推進団体等への支援	
第32条 (推進団体等への支援)	9
第2節 推進団体等に対する表彰	
第33条 (推進団体等に対する表彰)	9
第34条 (景観・みどりづくり賞)	9
第35条 (推進団体等の推薦)	9
第3節 市民の参加	
第36条 (市民参加の推進)	9
第37条 (提案制度)	9
第5章 雑則	
第38条 (委任)	10

○逐条解説 (案)

前文【解説】	11～12
第1章 総則	
第1条 (目的)【解説】	12
第2条 (定義)【解説】	13～14
第3条 (基本理念)【解説】	15～16
第4条 (適用区域)【解説】	17
第5条 (市民の責務)【解説】	17
第6条 (市の責務)【解説】	17
第7条 (事業者の責務)【解説】	18
第8条 (来訪者の協力等)【解説】	18
第9条 (基本計画の策定)【解説】	19

第10条（先導的役割）【解説】	20
第11条（国等に対する協力の要請等）【解説】	20
第12条（財産権等の尊重及び公益との調整）【解説】	20
第13条（関係法令等に基づく諸制度の活用）【解説】	21
第14条（知識の普及等）【解説】	21
第15条（情報の発信）【解説】	21

第2章 登別市景観・みどり審議会等

第16条（審議会の設置）【解説】	22
第17条（推進会議の設置）【解説】	23

第3章 良好な景観と豊かなみどりの保全・育成

第1節 景観・みどり遺産の指定等

第18条（景観・みどり遺産の指定等）【解説】	24
第19条（保全・育成プランの策定等）【解説】	25
第20条（行為等の届出）【解説】	25
第21条（届出審査）【解説】	26
第22条（助言、指導又は勧告）【解説】	26

第2節 モデル地区の認定等

第23条（モデル地区の認定等）【解説】	27
---------------------	----

第3節 眺望ポイントの指定等

第24条（眺望ポイントの指定等）【解説】	28
----------------------	----

第4節 保護樹の指定等

第25条（保護樹の指定等）【解説】	29
第26条（行為等の届出及び審査）【解説】	30
第27条（保全等）【解説】	31

第5節 景観・みどりプランの策定・実施等

第28条（景観・みどりプランの策定等）【解説】	31
-------------------------	----

第6節 みどりの保全・育成等

第29条（みどりの保全・育成等）【解説】	32
第30条（在来植物の保全等）【解説】	33

第7節 景観阻害物件の改善要請

第31条（景観阻害物件の改善要請）【解説】	34
-----------------------	----

第4章 活動支援等

第1節 推進団体等への支援

第32条（推進団体等への支援）【解説】	34
---------------------	----

第2節 推進団体等に対する表彰

第33条（推進団体等に対する表彰）【解説】	34
-----------------------	----

第34条（景観・みどりづくり賞）【解説】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第35条（推進団体等の推薦）【解説】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第3節 市民の参加

第36条（市民参加の推進）【解説】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第37条（提案制度）【解説】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第5章 雑則

第38条（委任）【解説】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

○（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議委員名簿・・・・・・・・・・ 37

○登別市景観とみどりの条例（案）

私たちの住むふるさと登別は、カムイヌプリやオロフレ山などの山々を背に丘陵地が広がり、多くの川が市街地を流れ太平洋へと注いでいる水とみどりに恵まれた自然豊かなまちです。

また、地獄谷や日和山などの活火山の恩恵を受けた登別温泉は、豊富な湯量と泉質を誇り、国の天然記念物に指定されている登別原始林が四季折々に美しい姿を見せるなど、貴重な資源や良好な景観に恵まれたまちです。

登別はアイヌ語の「ヌプルペツ」が語源とされ、自然や地形などを表すアイヌ語に由来する地名が数多く残され、これまで、アイヌの人々や開拓に携わった人々など先人たちの英知と努力により、その礎が築かれ、まちづくりが進展するとともに現在につながる景観とみどりが形成されてきました。

私たち登別市民は、良好な景観と豊かなみどりを貴重な共有財産と認識し、守り育てるとともに、新たにつくり、次代へ継承していくため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民、市及び事業者が協働で、良好な景観と豊かなみどりを守り育て、新たにつくり、次代へ継承していくことを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において「市民」とは、次の各号に掲げる人をいいます。

(1) 市内に住所を有する人

(2) 市内に通勤又は通学する人

(3) 市内の土地、建築物等又は屋外広告物を所有、占有、又は管理する人

2 この条例において「事業者」とは、市内で事業活動を行う人をいいます。

3 この条例において「来訪者」とは、市内に滞在する人及び市内を通過する人をいいます。

4 この条例において「市民等」とは、市民、事業者及び来訪者をいいます。

5 この条例において「建築物等」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物及び建築物以外の工作物で規則に定めるものをいいます。

6 この条例において「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に定める屋外広告物をいいます。

7 この条例において「登別市景観形成基本計画」とは、美しい都市景観の創造を効果的に進めるための指針として、また実現のために必要な総合的な方策を示した基本計画をいいます。

8 この条例において「登別市みどりの基本計画」とは、都市緑地法第4条第1項に基づき定められた、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画をいいます。

(基本理念)

第3条 良好な景観と豊かなみどりは、このまちに関わる人々の貴重な共有財産であることから、市民、市及び事業者が協働で守り育て、つくらなければなりません。

2 良好な景観と豊かなみどりは、地域の歴史、文化、経済活動などの違いにより特有の個性をもつことから、地域の特性を踏まえ守り育て、つくらなければなりません。

3 良好な景観と豊かなみどりは、子どもたちの成長にとって大きな糧となることから、子どもたちの心身を育むという視点で守り育て、つくらなければなりません。

4 良好な景観と豊かなみどりは、潤いのある市民生活に欠くことのできないものであるとともに、魅力ある観光資源になることから、市民生活の向上と観光振興に資するよう守り育て、つくらなければなりません。

5 良好な景観と豊かなみどりは、多様な生物が生息する自然環境によってもたらされることから、この自然環境を損なわないようにしなければなりません。

6 良好な景観と豊かなみどりは、先人たちが遺した大切な財産であることから、その掘り起こしを行い、価値を共に認識し、次代へ引き継がなければなりません。

(適用区域)

第4条 この条例は、登別市全域について適用します。

(市民の責務)

第5条 市民は、良好な景観と豊かなみどりづくり（以下、「景観・みどりづくり」といいます。）の当事者であることを認識し、自ら積極的に景観・みどりづくりを行うとともに、地域の景観・みどりづくりに参加し、かつ、協力しなければなりません。

(市の責務)

第6条 市は、この条例の目的を達成するため、景観・みどりづくりに関し必要な施策を策定し、これを実施しなければなりません。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、自らの活動が地域の景観・みどりづくりに大きな影響を与えることを認識し、地域の景観・みどりづくりに寄与するよう努めるとともに、市が実施する景観・みどりづくりに関する施策に協力しなければなりません。

(来訪者の協力等)

第8条 市民、市及び事業者は、来訪者に対し自らが取り組む景観・みどりづくりについて、理解と協力を求めることができます。

(基本計画の策定)

第9条 市長は、景観・みどりづくりを総合的かつ計画的に推進するため、登別市景観形成基本計画及び登別しみどりの基本計画（以下、「基本計画」といいます。）を定めなければなりません。

(先導的役割)

第10条 市長は、道路・公園その他の公共施設の整備等（以下、「公共施設の整備等」といいます。）を行う場合には、景観・みどりづくりに先導的な役割を果たさなければなりません。

- 2 市長は、公共施設の整備等を行う場合は、必要に応じ、あらかじめ審議会に意見を聴くことができます。
- 3 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴いた場合、その意見を尊重し、公共施設の整備等に反映しなければなりません。

(国等に対する協力の要請等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、景観・みどりづくりについて協力を要請しなければなりません。

- 2 市長は、国又は他の地方公共団体が行う事業について、協議又は意見を求められた場合は、必要に応じ審議会に意見を聴いて回答しなければなりません。

(財産権等の尊重及び公益との調整)

第12条 この条例の運用にあたっては、関係者の財産権その他の権利を尊重するとともに、公の利益との調整を図らなければなりません。

(関係法令等に基づく諸制度の活用)

第13条 市長は、景観・みどりづくりを効果的に推進するため、関係法令等に基づく諸制度の活用を図らなければなりません。

(知識の普及等)

第14条 市は、市民の景観・みどりづくりに関する知識の普及や意識の高揚を図らなければなりません。

- 2 市は、次代を担う子どもたちに対して、景観・みどりづくりに関する教育を行わなければなりません。

(情報の発信)

第15条 市長は、市民及び事業者に対し、景観・みどりづくりに関する情報を発信しなければなりません。

- 2 市長は、観光振興に資するため、登別景観・自然遺産や眺望ポイントの指定等を行った場合には、その情報を広く発信しなければなりません。

第2章 登別市景観・みどり審議会等

(審議会の設置)

- 第16条 市長は、景観やみどりに関する重要事項を調査審議するため、登別市景観・みどり審議会（以下、「審議会」といいます。）を設置します。
- 2 審議会は、委員12名以内で組織します。ただし、特別の事項を調査審議し、又はこの条例の規定に基づきその意見を聴くため市長が必要があると認めたときは、臨時の委員を置くことができます。
 - 3 委員は、景観・みどりづくりについて知識や経験を持っている人、民間諸団体の代表の人及びその他市長が適当と認める人のうちから、市長が委嘱します。
 - 4 委員の任期は2年で、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任できます。
 - 5 特定の事項を調査審議するため必要があると認めたときは、審議会に専門部会を置くことができます。
 - 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(推進会議の設置)

- 第17条 市長は、景観・みどりづくりを推進する活動を行うため、登別市景観・みどり推進会議（以下、「推進会議」といいます。）を設置します。
- 2 推進会議は、市長が委嘱した人で構成します。
 - 3 推進会議は、この条例や規則で定める事項及びその他景観・みどりに関する事項について調査・研究し、市長に提案することができます。
 - 4 推進会議は、市民等と連携を図りながら、景観・みどりづくりに関する実践活動を行うよう、努めなければなりません。
 - 5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第3章 良好な景観と豊かなみどりの保全・育成

第1節 景観・みどり遺産の指定等

(景観・みどり遺産の指定等)

- 第18条 市長は、貴重な景観・みどり資源を登別景観・みどり遺産（以下、「景観・みどり遺産」といいます。）として、別に定める基準により指定することができます。
- 2 市長は、景観・みどり遺産の指定にあたり区域を設定しなければなりません。
 - 3 市民は、景観・みどり遺産の指定について推進会議に提案することができます。
 - 4 推進会議は、景観・みどり遺産の指定について市長に提案することができます。

- 5 市長は、景観・みどり遺産の指定をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その所有者等の同意を得なければなりません。
- 6 市長は、第1項の基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かなければなりません。
- 7 市長は、景観・みどり遺産を指定したときは、公表しなければなりません。
- 8 市長は、景観・みどり遺産が遺産としての価値を失ったときその他特別の理由があると認めるときは、第1項の指定を変更又は解除することができます。
- 9 市長は、景観・みどり遺産の指定を変更したり、解除したりするときにも、第5項と第7項に定められた手続きをしなければなりません。

(保全・育成プランの策定等)

- 第19条 市長は、推進会議と連携し、景観・みどり遺産を保全・育成するための実施計画（以下、「保全・育成プラン」といいます。）を策定し、これを実施しなければなりません。
- 2 市長は、保全・育成プランの策定にあたっては、関係する市民等と協議するとともに、審議会の意見を聴かなければなりません。

(行為等の届出)

- 第20条 景観・みどり遺産区域内において、次の各号に掲げる行為（以下、「行為等」といいます。）をしようとする人は、行為等の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日及びその他規則で定める事項をあらかじめ市長に届け出なければなりません。ただし、国等が行う事業はこの限りではありません。
- (1) 建築物等の新築、改築、移転、除却又は外観の修繕、色彩の変更
 - (2) 植物の採取、伐採又は植栽
 - (3) 屋外における物品等の堆積
 - (4) 屋外広告物の掲示
 - (5) 土石類の採取又は搬入
 - (6) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
 - (7) その他規則で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした人は、その届出に関する事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければなりません。
 - 3 第1項及び第2項の規定による届出をした人は、その届け出た行為等を完了し、又は中止したときは速やかにその旨を市長に届け出なければなりません。
 - 4 第1項から第3項の規定は、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものについては適用しません。

(届出審査)

第21条 市長は、届出をした人に対して、別に定める基準に基づき審査した結果について、特別な理由がある場合を除き、届出を受理した日から起算して30日以内に適合又は不適合の通知をしなければなりません。

2 市長は、規則で定める規模以上の行為等に対する審査には、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなりません。

3 市長は、第1項の基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かなければなりません。

(助言、指導又は勧告)

第22条 市長は、第21条第1項の不適合の通知をする場合は、届出をした人に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができます。

第2節 モデル地区の認定等

(モデル地区の認定等)

第23条 市長は、市民が主体となって景観・みどりづくりを重点的に進める地区を市民の申請により、景観・みどりモデル地区（以下、「モデル地区」といいます。）として、別に定める基準により認定することができます。

2 市民は、モデル地区の認定について推進会議と協議し、市長に申請することができます。

3 市長は、モデル地区の認定をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなりません。

4 市長は、第1項の基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かなければなりません。

5 市長は、モデル地区を認定したときは、公表しなければなりません。

6 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の認定を変更又は解除することができます。

7 市長は、モデル地区の認定を変更又は解除するときにも、第3項と第5項に定められた手続きをしなければなりません。

8 市長は、モデル地区の整備のため、必要に応じ、助言や助成を行うことができます。

第3節 眺望ポイントの指定等

(眺望ポイントの指定等)

第24条 市長は、良好な景観を眺望することができる場所のうち、主要な場所を眺望ポイントとして別に定める基準により指定することができます。

2 市民は、眺望ポイントの指定について推進会議に提案することができます。

- 3 推進会議は、眺望ポイントの指定について市長に提案することができます。
- 4 市長は、眺望ポイントの指定をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その所有者等の同意を得なければなりません。
- 5 市民等及び市は、眺望ポイントから望む景観の価値を尊重し、それを保持するよう努めなければなりません。
- 6 市長は、第1項の指定基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かなければなりません。
- 7 市長は、眺望ポイントを指定したときは、公表しなければなりません。
- 8 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の指定を変更又は解除することができます。
- 9 市長は、眺望ポイントの指定を変更又は解除したりするときにも、第4項と第7項に定められた手続きをしなければなりません。

第4節 保護樹の指定等

(保護樹の指定等)

- 第25条 市長は、景観上優れている等の理由から特に保全する必要があると認められる樹木を別に定める基準により保護樹として指定をすることができます。
- 2 市民は、保護樹の指定について推進会議に提案することができます。
 - 3 推進会議は、保護樹の指定について市長に提案することができます。
 - 4 市長は、保護樹の指定をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その所有者等の同意を得なければなりません。
 - 5 市長は、第1項の基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かなければなりません。
 - 6 市長は、保護樹を指定したときは、公表しなければなりません。
 - 7 市長は、枯死、滅失等により保護樹としての価値を失ったとき又はその他特別の理由があると認めるときは、第1項の指定内容を変更又は指定を解除することができます。
 - 8 市長は、保護樹の指定内容を変更又は指定を解除するときにも、第4項と第6項に定められた手続きを執らなければなりません。

(行為等の届出及び審査)

- 第26条 保護樹に対して規則で定める行為を行う人は、あらかじめその旨を市長に届け出なければなりません。ただし、国等が行う事業はこの限りではありません。
- 2 市長は、届出をした人に対して、別に定める基準に基づき審査した結果について、特別な理由がある場合を除き、届出を受理した日から起算して30日以内に適合又は不適合の通知をしなければなりません。
 - 3 市長は、前項の不適合の通知をする場合は、届出をした人に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができます。
 - 4 市長は、第1項の規則で定める行為及び第2項の基準を定めるときは、あらかじめ

め審議会の意見を聴かなければなりません。

- 5 市長は、第2項で掲げる審査をする場合、必要に応じ審議会の意見を聴くことができます。
- 6 保護樹を譲渡するときは、所有者はその旨を市長に届出しなければなりません。

(保全等)

第27条 保護樹の所有者等は、その保護樹の保全に努めなければなりません。

- 2 市長は、保護樹を保全するために、必要な措置を執らなければなりません。

第5節 景観・みどりプランの策定・実施等

(景観・みどりプランの策定等)

第28条 市長は、推進会議と連携し、景観・みどりづくりを推進するための実施計画（以下、「景観・みどりプラン」といいます。）を策定し、これを実施しなければなりません。

第6節 みどりの保全・育成等

(みどりの保全・育成等)

第29条 みどりは、景観を形成するうえで重要な要素であるとともに、癒やし、環境保全、防災及び生産等、多様な機能をもつことから、市民等及び市はそれらが十分に活かされるよう、守り育て、つくらなければなりません。

- 2 水・大気・土壌は、みどりの保全と育成に欠かすことのできないものであることから、市民等及び市はそれらを良好な状態で維持しなければなりません。

(在来植物の保全等)

第30条 在来植物は、生物の多様性を確保するために大切なものであることから、市民等及び市はそれを保全するとともに、在来植物による緑化に配慮しなければなりません。

第7節 景観阻害物件の改善要請

(景観阻害物件の改善要請)

第31条 市長は、景観を阻害していると認められる廃屋、廃材及び堆積物等の物件の所有者等に対し、改善措置を執るよう要請することができます。

- 2 市長は第1項の要請をする場合は、あらかじめ審議会の意見を聴くことができます。

第4章 活動支援等

第1節 推進団体等への支援

(推進団体等への支援)

第32条 市長は、景観・みどりづくりを推進する個人や団体に助言や助成等の必要な支援を行うことができます。

第2節 推進団体等に対する表彰

(推進団体等に対する表彰)

第33条 市長は、景観・みどりづくりを推進している個人や団体の活動が特に優れていると認められる場合、その個人や団体を表彰することができます。

2 市長は、表彰する個人や団体の選出にあたって、あらかじめ審議会の意見を聴くことができます。

(景観・みどりづくり賞)

第34条 市長は、景観・みどりづくりに寄与していると認められる優れた建築物等、庭園その他の物件について、その所有者や事業者等を表彰することができます。

2 市長は、表彰にあたって、あらかじめ審議会の意見を聴くことができます。

(推進団体等の推薦)

第35条 推進会議は、第33条及び第34条の個人や団体の推薦を市長にすることができます。

第3節 市民の参加

(市民参加の推進)

第36条 市長は、景観・みどりプランの実現のため、市民が積極的に参加できるよう必要な措置を講じなければなりません。

2 推進会議は、市長にその具体策を提案することができます。

(提案制度)

第37条 市民は、推進会議に対して、基本計画及び景観・みどりプランの改正について提案することができます。

2 推進会議は、市長に対して、基本計画及び景観・みどりプランの改正について提案することができます。

3 市長は、前項の提案を受けた場合には、あらかじめ審議会の意見を聴いて必要な措置を執らなければなりません。

第5章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

～ 逐条解説 (案) ～

前文

私たちの住むふるさと登別は、カムイヌプリやオロフレ山などの山々を背に丘陵地が広がり、多くの川が市街地を流れ太平洋へと注いでいる水とみどりに恵まれた自然豊かなまちです。

また、地獄谷や日和山などの活火山の恩恵を受けた登別温泉は、豊富な湯量と泉質を誇り、国の天然記念物に指定されている登別原始林が四季折々に美しい姿を見せるなど、貴重な資源や良好な景観に恵まれたまちです。

登別はアイヌ語の「ヌプルペツ」が語源とされ、自然や地形などを表すアイヌ語に由来する地名が数多く残され、これまで、アイヌの人々や開拓に携わった人々など先人たちの英知と努力により、その礎が築かれ、まちづくりが進展するとともに現在につながる景観とみどりが形成されてきました。

私たち登別市民は、良好な景観と豊かなみどりを貴重な共有財産と認識し、守り育てるとともに、新たにつくり、次代へ継承していくため、この条例を制定します。

【解説】

前文は、登別市のもつ特徴的な自然や景観、そして現在の景観とみどりが形成された歴史的背景などを述べるとともに、条例制定の趣旨、市民の決意などを述べています。

「前文の段落別の解説」

■登別を特徴づける風景

市の背景にはカムイヌプリ、オロフレ山、来馬岳、鷲別岳などの山々が連なっています。そこから、市の水道水の源の一つとなる来馬川を含め鷲別川、幌別川、登別川など多くの川が市街地を流れ太平洋へと注いでいます。このように、私たちの住むふるさと登別は、水とみどりに恵まれ豊かな自然に囲まれています。

■登別を代表する名所

活火山の恩恵を受けた登別温泉は日本を代表する温泉の一つであり、その最大の泉源である地獄谷は、今もなお白煙を上げ熱湯や水蒸気がわき上がっています。泉源は地獄谷の他にいくつもあり、1日1万トンの豊富な湯量と9種類の泉質は世界的にも貴重な資源で、国内外から多くの人々が訪れる日本有数の観光地として年間約300万人が訪れています。

また温泉街周辺には、湯沼が7色にかわる大正地獄や灰黒色の熱湯をたたえる大湯沼、国の天然記念物に指定されている登別原始林が四季折々に美しい姿を見せるなど、貴重な資源や良好な景観に恵まれています。

■登別の歴史的背景

登別の語源は、アイヌ語の「ヌプル・ペツ」水の色濃い川という意味です。登別は明治2年に開拓使が設置されたことにより開拓が進み昭和45年の市制施行により現在に至っています。このまちはこれまで、アイヌの人々や開拓に携わった人々など先人たちの英知と努力によってその礎が築かれ、まちづくりが進展するとともに今につながる景観とみどりが形成されました。

■市民の決意

私たち登別市民は良好な景観と豊かなみどりを貴重な共有財産であるということ認識し、その財産を守り育てるとともに、新たにつくり、次の世代へ継承するために、条例を制定するという決意表明です。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民、市及び事業者が協働で、良好な景観と豊かなみどりを守り育て、新たにつくり、次代へ継承していくことを目的とします。

【解説】

この条例の目的は、市民、市及び事業者が良好な景観と豊かなみどりを貴重な共有財産であるということ認識し、協働で守り育てるとともに、新たにつくり、次の世代に継承することとしています。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、次の各号に掲げる人をいいます。

- (1) 市内に住所を有する人
 - (2) 市内に通勤又は通学する人
 - (3) 市内の土地、建築物等又は屋外広告物を所有、占有、又は管理する人
- 2 この条例において「事業者」とは、市内で事業活動を行う人をいいます。
- 3 この条例において「来訪者」とは、市内に滞在する人及び市内を通過する人をいいます。
- 4 この条例において「市民等」とは、市民、事業者及び来訪者をいいます。
- 5 この条例において「建築物等」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物及び建築物以外の工作物で規則に定めるものをいいます。
- 6 この条例において「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に定める屋外広告物をいいます。
- 7 この条例において「登別市景観形成基本計画」とは、美しい都市景観の創造を効果的に進めるための指針として、また実現のために必要な総合的な方策を示した基本計画をいいます。
- 8 この条例において「登別市みどりの基本計画」とは、都市緑地法第4条第1項に基づき定められた、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画をいいます。

【解説】

本条では、本条例で使用する用語の定義を定めています。

■市民

この条例では、市内に住所を有する人はもとより、住所が市外であっても市内の学校や会社に通っている人、市内にある土地や建築物等、屋外広告物を所有、占有又は管理している人も「市民」としております。

■事業者

この条例では、市内において事業活動を行う人のことを「事業者」としております。

■来訪者

この条例では、期間の長短に関わらず市内に滞在する人を「来訪者」としております。

また、市内を通過する人も該当します。

■市民等

この条例では、「市民」「事業者」「来訪者」を総じて「市民等」としております。

■建築物等

この条例では、建築基準法第2条第1号に定められている「建築物」とそれ以外の工作物で別に規則で定めるものを「建築物等」としております。

○建築基準法第2条第1号

建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

■屋外広告物

この条例では、屋外広告物法第2条第1項に定められているものを「屋外広告物」としております。

○屋外広告物法第2条第1項

この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

■登別市景観形成基本計画

この条例では、登別市の美しい景観の創造を効果的に進めるための指針として、また、その実現のために必要な総合的な方策を示した基本計画を「登別市景観形成基本計画」としております。

■登別市みどりの基本計画

この条例では、都市緑地法第4条第1項の規定に基づき定められた登別市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を「登別市みどりの基本計画」としております。

○都市緑地法第4条第1項

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

(基本理念)

第3条 良好な景観と豊かなみどりは、このまちに関わる人々の貴重な共有財産であることから、市民、市及び事業者が協働で守り育て、つくらなければなりません。

2 良好な景観と豊かなみどりは、地域の歴史、文化、経済活動などの違いにより特有の個性をもつことから、地域の特性を踏まえ守り育て、つくらなければなりません。

3 良好な景観と豊かなみどりは、子どもたちの成長にとって大きな糧となることから、子どもたちの心身を育むという視点で守り育て、つくらなければなりません。

4 良好な景観と豊かなみどりは、潤いのある市民生活に欠くことのできないものであるとともに、魅力ある観光資源になることから、市民生活の向上と観光振興に資するよう守り育て、つくらなければなりません。

5 良好な景観と豊かなみどりは、多様な生物が生息する自然環境によってもたらされることから、この自然環境を損なわないようにしなければなりません。

6 良好な景観と豊かなみどりは、先人たちが遺した大切な財産であることから、その掘り起こしを行い、価値を共に認識し、次代へ引き継がなければなりません。

【解説】

本条では、良好な景観と豊かなみどりづくりを進めるにあたっての基本的な考え方を基本理念として定めています。

■第1項

登別の良好な景観と豊かなみどりは、長い自然の営みとその中で生きてきた多くの先人たちの日々の努力によって形作られ、引き継がれてきた貴重な共有財産です。

また、ふるさと登別から離れて暮らす人々にとっては、心に残る登別の景観やみどりは、ふるさとと自分を繋ぐ貴重な財産であり、共有の財産と言えます。

この価値ある共有財産を損なうことなく、力をあわせて守り育てるとともに、新たに景観とみどりを創り出し、次世代へ継承していかななくてはなりません。

■第2項

登別は登別温泉地区、登別地区、幌別地区、鷺別地区等地域によって特色ある景観とみどりを有しています。これは景観やみどりに地形や気象などの自然条件ばかりでなく、地域の歴史、文化、経済活動などが反映されるからです。

地域がもつ景観とみどりの特性を大事にすることが、登別市全体の魅力を高めることに繋がります。

■第3項

景観は、子どもたちの感性や情緒を育てる上において大変重要であり、日々の成長のなかで印象深い景観が「ふるさとの景観」として記憶に刻まれます。

また、子供たちはみどりのなかで命あるものに触れ、学び、多くのことを身に付けていくでしょう。

これらふるさとの景観とみどりによって、人間性の形成やその後の進路に影響を受

けることがあると考えられます。

■第4項

良好な景観と豊かなみどりに囲まれた生活は、私たちに潤いや心の豊かさをもたらしますが、登別は私たちの生活の場であるとともに、多くの観光客を迎える観光都市でもあります。良好な景観と豊かなみどりは、観光客にとって大きな魅力となることから、市民生活と観光の両面から取り組む必要があります。

■第5項

私たちを取り巻くこの登別の自然には色々な種類の生物がたくさん生息しています。それらは、色、形、大きさ、のみならず、生息する場所、生態など色々な点でそれぞれに特徴があり、他と違っていています。このように違いを持つ様々な生物が食物連鎖や、共生・競争といった密接な関係を築いています。このような関係とそれを構成する生物は、場所（山、海、川、草原、湿原など）によって違いがあり、自然の多様性と景観の多様性を生み出しています。

これを生物多様性といい、この多様性を確保することは重要なことでもありますので、さまざまな、種類の生物を大切にし、それらが密に関係を持って形作る自然環境を損なわないようにしなければなりません。

■第6項

景観とみどりには先人たちの持つ価値観や文化、日々の生業などが反映されているものがあります。それらは何世代にも亘る営みの積み重ねであり、歴史的価値を有するとともに先人たちが伝えてくれた私たちの共有財産でもあります。

※「ピッカノカ」の指定を受けた室蘭と同様に、登別にもアイヌ語地名とアイヌ民話を内包する景観や神聖なる地として残された場がたくさんあります。それらは歴史的景観として、あるいは緑地として、登別の景観やみどりを構成する要素となっています。また、開拓以後は先人たちの営々たる努力の積み重ねによって道路や橋、住宅などの建造物、公園や農地や山林などの緑地等が造られ、現在の景観とみどりが形づくられました。

しかし、先人たちが残した景観やみどりは、時の経過とともに忘れられるものもあります。私たちは、まずこれらを掘り起し、価値を認識し、次の世代へ引き継がなければなりません。

※：「ピッカノカ」（アイヌ語で美しい・形）は、アイヌの人々の物語や伝承の舞台など、アイヌ語により命名された良好な自然の風致景観を持つ景勝地をあらわす統一名称で、国が指定する景観文化財です。枝幸町・浜頓別町の「神威岬」やえりも町の「襟裳岬」がこの指定を受けております。

また、室蘭市では平成24年に「絵鞆半島外海岸」（増市浜や地球岬等）がこの指定を受けております。

(適用区域)

第4条 この条例は、登別市全域について適用します。

【解説】

本条例の適用範囲は、市街地や都市計画区域に限定するのではなく、市全域について適用することを定めています。

(市民の責務)

第5条 市民は、良好な景観と豊かなみどりづくり（以下、「景観・みどりづくり」といいます。）の当事者であることを認識し、自ら積極的に景観・みどりづくりを行うとともに、地域の景観・みどりづくりに参加し、かつ、協力しなければなりません。

【解説】

良好な景観と豊かなみどりは、私たち市民に多くの恵みをもたらしてくれます。

私たち市民の意識と行動によっては、その恵みをより大きなものにすることができます。

そのことをよく認識し関心を持って、積極的に景観・みどりづくりを行うとともに、地域における活動に参加し、かつ、景観・みどりづくりの施策等に協力しなければなりません。

(市の責務)

第6条 市は、この条例の目的を達成するため、景観・みどりづくりに関し必要な施策を策定し、これを実施しなければなりません。

【解説】

この条例は、市民、市及び事業者が協働で、良好な景観と豊かなみどりを守り育て、新たにつくり、次代へ継承していくことを目的としていますが、この目的を達成するため、市は良好な景観と豊かなみどりづくりに関して必要な施策を策定し、この施策を実施しなければならないことを定めています。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、自らの活動が地域の景観・みどりづくりに大きな影響を与えることを認識し、地域の景観・みどりづくりに寄与するよう努めるとともに、市が実施する景観・みどりづくりに関する施策に協力しなければなりません。

【解説】

事業者は、事業活動が地域の景観・みどりづくりに大きな影響を与える場合があることを認識することが大切です。また、事業者自らが積極的に地域の景観・みどりづくりに寄与するように関わりを持ち、市が実施する景観・みどりづくりに関する施策などに協力しなければなりません。

事業活動が景観・みどりに影響を与える場合

例) ・景観を損ねたりみどりを破壊する工事や開発、看板の設置

・景観に配慮した工事用の仮設資材等の使用

・工場敷地内における緑地の確保

・周りの景観との調和を図った事業用建物の建築

(来訪者の協力等)

第8条 市民、市及び事業者は、来訪者に対し自らが取り組む景観・みどりづくりについて、理解と協力を求めることができます。

【解説】

登別市は国内外から多くの人々が訪れる日本有数の観光地です。また、国道や道道などの幹線道路や鉄道を利用して、多くの人々が市内を通過しています。

このように多くの人々がこの地を訪れていることから、市民、市及び事業者は来訪者に対しても自らが取り組む景観・みどりづくりや各施設を利用するにあたってのルールの遵守について、理解と協力を求めることができます。

(基本計画の策定)

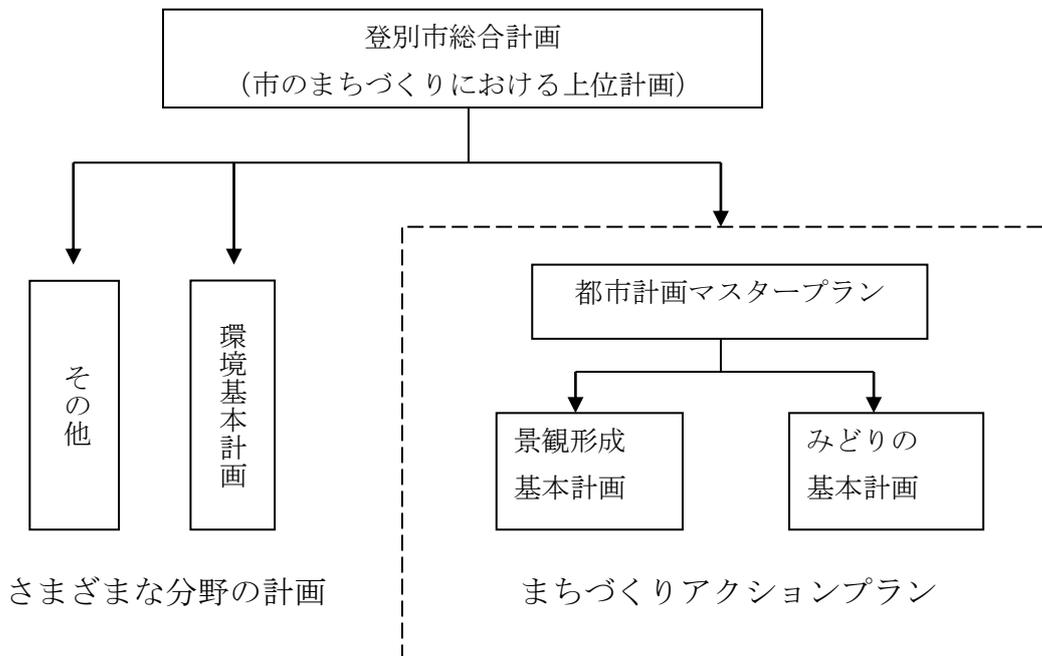
第9条 市長は、景観・みどりづくりを総合的かつ計画的に推進するため、登別市景観形成基本計画及び登別しみどりの基本計画（以下、「基本計画」といいます。）を定めなければなりません。

【解説】

市長は、景観・みどりづくりを総合的かつ計画的に推進するため、登別市景観形成基本計画（美しい景観の創造に関する基本計画）及び登別しみどりの基本計画（緑地の保全と緑化の推進に関する基本計画）を策定しなければならないことを定めています。

これらの計画は、市民参加のもと、平成15年に策定していますが、必要に応じ、見直しをしていかなければなりません。

・ 関連計画との関係図



※都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づき定められた都市計画に関する基本的な方針のことをいいます。

(先導的役割)

第10条 市長は、道路・公園その他の公共施設の整備等（以下、「公共施設の整備等」といいます。）を行う場合には、景観・みどりづくりに先導的な役割を果たさなければなりません。

2 市長は、公共施設の整備等を行う場合は、必要に応じ、あらかじめ審議会に意見を聴くことができます。

3 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴いた場合、その意見を尊重し、公共施設の整備等に反映しなければなりません。

【解説】

市長は、公共施設の整備等を行う際に景観・みどりづくりに配慮した施工等を民間に先駆けて行うことにより、その整備等が市民や事業者の手本となり、その後の民間事業においても、景観・みどりづくりに配慮した事業展開が期待されます。

また、市長は、公共施設の整備等が景観やみどりに重要な影響を及ぼすことが想定される場合は、あらかじめ審議会の意見を聴き、その意見を尊重した公共施設の整備等を行わなければなりません。

(国等に対する協力の要請等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、景観・みどりづくりについて協力を要請しなければなりません。

2 市長は、国又は他の地方公共団体が行う事業について、協議又は意見を求められた場合は、必要に応じ審議会に意見を聴いて回答しなければなりません。

【解説】

市長は、国や他の地方公共団体を実施する事業のうち当市の景観・みどりづくりに影響を及ぼすような場合や、当市が実施する景観・みどりづくりにおいて国や他の地方公共団体の協力が必要な場合は、積極的にその要請をしなければなりません。

また、国や他の地方公共団体が事業を行う際に当市に協議や意見を求めてきた場合、市長は、必要に応じ、審議会に意見を聴いた上で回答しなければなりません。

(財産権等の尊重及び公益との調整)

第12条 この条例の運用にあたっては、関係者の財産権その他の権利を尊重するとともに、公の利益との調整を図らなければなりません。

【解説】

土地、建物、樹木などの多くは個人や企業の所有であり、その権利は尊重しなければなりません。これらの多くは、景観やみどりを構成する要素の一つであり、治山、治水、やすらぎなど、市民に色々な恩恵をもたらしますので公の利益にも配慮しなければなりません。

(関係法令等に基づく諸制度の活用)

第13条 市長は、景観・みどりづくりを効果的に推進するため、関係法令等に基づく諸制度の活用を図らなければなりません。

【解説】

市長は、景観・みどりづくりを効果的に推進するため、都市計画法に基づく地区計画制度や、都市緑地法に基づく緑地協定制制度や市民緑地制度といった関係法令等に基づく諸制度の活用を図らなければなりません。

(知識の普及等)

第14条 市は、市民の景観・みどりづくりに関する知識の普及や意識の高揚を図らなければなりません。

2 市は、次代を担う子どもたちに対して、景観・みどりづくりに関する教育を行わなければなりません。

【解説】

市は、市民に景観・みどりづくりに関する知識の普及や意識の高揚を図るため必要な対策を講じることが大切です。特に、次の世代を担う子どもたちが自分の郷土に対して様々な認識を持つことは大切なことですので、様々な機会において教育を行わなければなりません。

(情報の発信)

第15条 市長は、市民及び事業者に対し、景観・みどりづくりに関する情報を発信しなければなりません。

2 市長は、観光振興に資するため、登別景観・自然遺産や眺望ポイントの指定等を行った場合には、その情報を広く発信しなければなりません。

【解説】

市長は、景観・みどりづくりの推進役として、市民及び事業者に対し広報や公式ホームページ等で景観・みどりづくりに関する情報を発信しなければなりません。

また、登別市は、多くの人々が訪れる日本有数の観光地です。良好な景観をアピールすることは観光客の増加にも繋がりますので、^{※1}登別景観・みどり遺産や^{※2}眺望ポイントの指定等を行った場合には、その情報を広く発信しなければなりません。

※1：登別景観・みどり遺産については、第18条で規定しております。

※2：眺望ポイントについては、第24条で規定しております。

第2章 登別市景観・みどり審議会等

(審議会の設置)

- 第16条 市長は、景観やみどりに関する重要事項を調査審議するため、登別市景観・みどり審議会（以下、「審議会」といいます。）を設置します。
- 2 審議会は、委員12名以内で組織します。ただし、特別の事項を調査審議し、又はこの条例の規定に基づきその意見を聴くため市長が必要があると認めたときは、臨時の委員を置くことができます。
 - 3 委員は、景観・みどりづくりについて知識や経験を持っている人、民間諸団体の代表の人及びその他市長が適当と認める人のうちから、市長が委嘱します。
 - 4 委員の任期は2年で、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任できます。
 - 5 特定の事項を調査審議するため必要があると認めたときは、審議会に専門部会を置くことができます。
 - 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

【解説】

この条例の大きな特徴として、本条の「登別市景観・みどり審議会」と次条の「登別市景観・みどり推進会議」の2つの組織の存在があります。この2つの両輪が上手く噛み合うことで、この条例の適切な運用が図られ、良好な景観と豊かなみどりが守り育てられるものと考えています。

審議会は、景観やみどりに関する重要事項を調査審議するための機関です。

審議会は、市長が委嘱した12名以内の委員で組織することとしています。市長が必要であると認めたときには臨時の委員を置くことができることや、特に専門的な事項について調査審議するときには専門部会を置くことができるなど、その組織や任期などについて定めています。

(推進会議の設置)

第17条 市長は、景観・みどりづくりを推進する活動を行うため、登別市景観・みどり推進会議（以下、「推進会議」といいます。）を設置します。

2 推進会議は、市長が委嘱した人で構成します。

3 推進会議は、この条例や規則で定める事項及びその他景観・みどりに関する事項について調査・研究し、市長に提案することができます。

4 推進会議は、市民等と連携を図りながら、景観・みどりづくりに関する実践活動を行うよう、努めなければなりません。

5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

【解説】

推進会議は、この条例や規則で定める事項やそれ以外の景観・みどりに関する事項などについて調査研究し、市長に提案することができる機関であるとともに、景観・みどりに関する実践活動をその推進役として市民等とともに行う機関でもあります。

また、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。

第3章 良好な景観と豊かなみどりの保全・育成

第1節 景観・みどり遺産の指定等

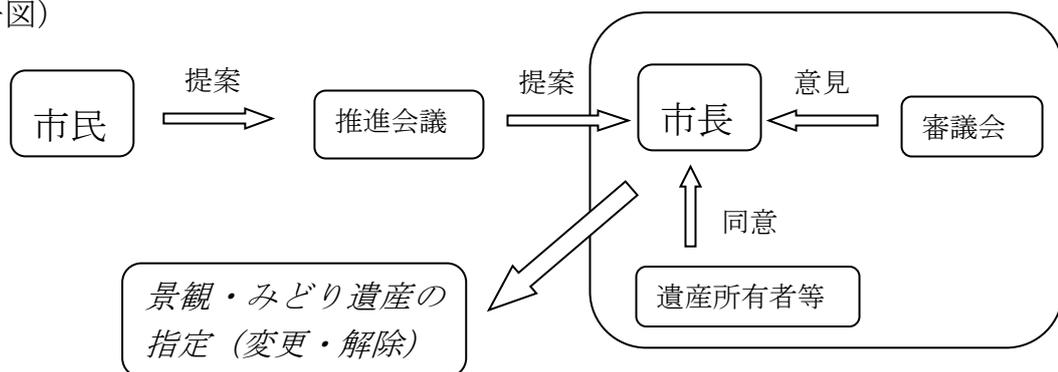
(景観・みどり遺産の指定等)

- 第18条 市長は、貴重な景観・みどり資源を登録景観・みどり遺産（以下、「景観・みどり遺産」といいます。）として、別に定める基準により指定することができます。
- 2 市長は、景観・みどり遺産の指定にあたり区域を設定しなければなりません。
 - 3 市民は、景観・みどり遺産の指定について推進会議に提案することができます。
 - 4 推進会議は、景観・みどり遺産の指定について市長に提案することができます。
 - 5 市長は、景観・みどり遺産の指定をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その所有者等の同意を得なければなりません。
 - 6 市長は、第1項の基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かなければなりません。
 - 7 市長は、景観・みどり遺産を指定したときは、公表しなければなりません。
 - 8 市長は、景観・みどり遺産が遺産としての価値を失ったときその他特別の理由があると認めるときは、第1項の指定を変更又は解除することができます。
 - 9 市長は、景観・みどり遺産の指定を変更したり、解除したりするときにも、第5項と第7項に定められた手続きをしなければなりません。

【解説】

市長は、市の景観とみどりの中で、特に貴重な景観・みどり資源を次の世代に継承していくために、景観・みどり遺産として指定することができることを定めています。この指定等に関するフロー図を次に示します。

(フロー図)



(保全・育成プランの策定等)

第19条 市長は、推進会議と連携し、景観・みどり遺産を保全・育成するための実施計画（以下、「保全・育成プラン」といいます。）を策定し、これを実施しなければなりません。

2 市長は、保全・育成プランの策定にあたっては、関係する市民等と協議するとともに、審議会の意見を聴かなければなりません。

【解説】

市長は、推進会議と連携し、指定された景観・みどり遺産を保全・育成するためのプランを策定し、このプランを実施しなければならないことを定めています。

保全・育成には、関係する市民等の財産権等に配慮しなければなりません。また、一方では、これらの市民等の協力も必要なものとなるので、プランの策定にあたっては、関係する市民等と協議するとともに、審議会の意見を聴かなければなりません。

(行為等の届出)

第20条 景観・みどり遺産区域内において、次の各号に掲げる行為（以下、「行為等」といいます。）をしようとする人は、行為等の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日及びその他規則で定める事項をあらかじめ市長に届け出なければなりません。ただし、国等が行う事業はこの限りではありません。

- (1) 建築物等の新築、改築、移転、除却又は外観の修繕、色彩の変更
- (2) 植物の採取、伐採又は植栽
- (3) 屋外における物品等の堆積
- (4) 屋外広告物の掲示
- (5) 土石類の採取又は搬入
- (6) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (7) その他規則で定める行為

2 前項の規定による届出をした人は、その届出に関する事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければなりません。

3 第1項及び第2項の規定による届出をした人は、その届け出た行為等を完了し、又は中止したときは速やかにその旨を市長に届け出なければなりません。

4 第1項から第3項の規定は、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものについては適用しません。

【解説】

景観・みどり遺産区域内で行う行為が、景観・みどり遺産に影響を及ぼすかどうか判断するために、事前に届出が必要であることを定めています。

また、届出行為に変更がある場合や届出行為が完了したときなどにも、届出をしなければなりません。

なお、国等が行う事業は必ずしも届出は要りませんが、第11条の規定にあるように、市長は、必要があると認めるときは、景観・みどりづくりについて協力を要請し

なければなりません。

(届出審査)

第21条 市長は、届出をした人に対して、別に定める基準に基づき審査した結果について、特別な理由がある場合を除き、届出を受理した日から起算して30日以内に適合又は不適合の通知をしなければなりません。

2 市長は、規則で定める規模以上の行為等に対する審査には、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなりません。

3 市長は、第1項の基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かなければなりません。

【解説】

市長は、景観・みどり遺産区域内において行為等の届出をした人に対して、別に定める基準に基づき審査し、その行為が適合か不適合かの通知をしなければならないことを定めています。

なお、基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かなければなりません。また、規則で定める規模以上の内容の行為等に対する審査の扱いについては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなりません。

(助言、指導又は勧告)

第22条 市長は、第21条第1項の不適合の通知をする場合は、届出をした人に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができます。

【解説】

市長は、第21条第1項に定める不適合の通知をする場合は、届出をした人に対し、基準に沿うような行為となるように、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告ができることを定めています。

第2節 モデル地区の認定等

(モデル地区の認定等)

- 第23条 市長は、市民が主体となって景観・みどりづくりを重点的に進める地区を市民の申請により、景観・みどりモデル地区（以下、「モデル地区」といいます。）として、別に定める基準により認定することができます。
- 2 市民は、モデル地区の認定について推進会議と協議し、市長に申請することができます。
 - 3 市長は、モデル地区の認定をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなりません。
 - 4 市長は、第1項の基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かなければなりません。
 - 5 市長は、モデル地区を認定したときは、公表しなければなりません。
 - 6 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の認定を変更又は解除することができます。
 - 7 市長は、モデル地区の認定を変更又は解除するときにも、第3項と第5項に定められた手続きをしなければなりません。
 - 8 市長は、モデル地区の整備のため、必要に応じ、助言や助成を行うことができます。

【解説】

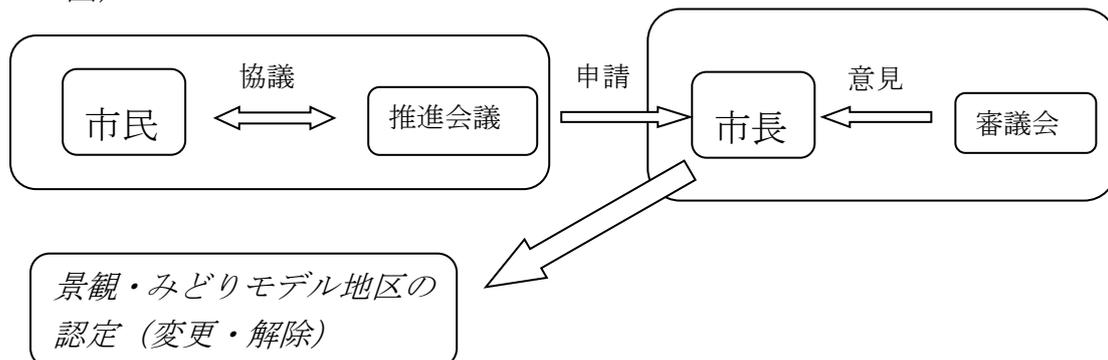
市長は、市民が主体となって、景観・みどりづくりを重点的に進めていこうとしている地区をモデル地区として認定できることを定めています。

例えば、特徴的な街並みの形成や、道路沿いに植樹を行い並木道をつくるなどが考えられます。これらによりモデル地区が波及し、より良い景観・みどりが形成されることが期待できます。

その手続きとして、市民はモデル地区の認定について推進会議と協議し、それを受け、推進会議は市長に申請します。市長はモデル地区の認定するときは、あらかじめ審議会の意見を聴き、モデル地区を認定したときは公表しなければなりません。

また、モデル地区の整備のため、市長は必要に応じ技術的助言や助成ができることを定めています。

(フロー図)



第3節 眺望ポイントの指定等

(眺望ポイントの指定等)

第24条 市長は、良好な景観を眺望することができる場所のうち、主要な場所を眺望ポイントとして別に定める基準により指定することができます。

2 市民は、眺望ポイントの指定について推進会議に提案することができます。

3 推進会議は、眺望ポイントの指定について市長に提案することができます。

4 市長は、眺望ポイントの指定をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その所有者等の同意を得なければなりません。

5 市民等及び市は、眺望ポイントから望む景観の価値を尊重し、それを保持するよう努めなければなりません。

6 市長は、第1項の指定基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かなければなりません。

7 市長は、眺望ポイントを指定したときは、公表しなければなりません。

8 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の指定を変更又は解除することができます。

9 市長は、眺望ポイントの指定を変更又は解除したりするときにも、第4項と第7項に定められた手続きをしなければなりません。

【解説】

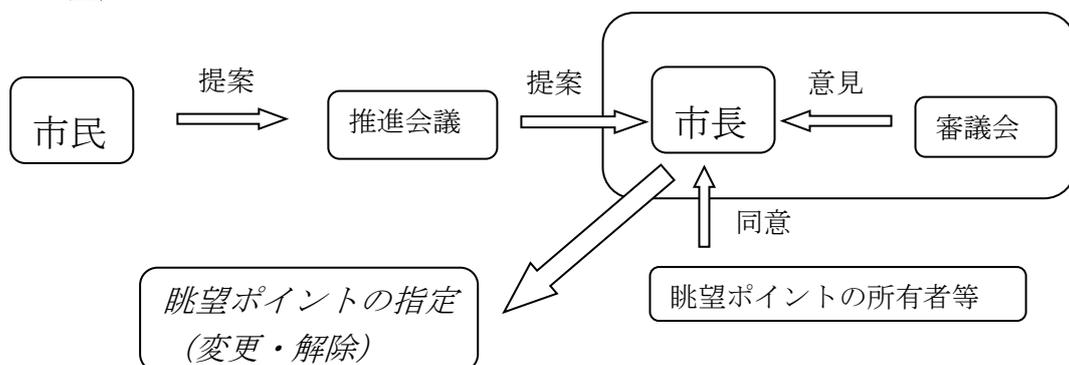
市長は、景観・みどり遺産や他の良好な景観を眺望することができる場所のうち、主要な場所を眺望ポイントとして別に定める基準により指定することができます。

推進会議は、眺望ポイントの指定について、自らが市長に提案することはもちろんですが、市民からの提案があった場合は、これを精査し、市長に提案することができます。

市長は、これらの提案を受け眺望ポイントとして指定する場合には、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その所有者等の同意を得なければなりません。また指定した際には公表しなければならないということも定めています。

市民等及び市は、眺望ポイントから望む景観の価値を尊重し、視界を遮るようなものを造らないように配慮するなど、それを保持するよう努めなければなりません。

(フロー図)



第4節 保護樹の指定等

(保護樹の指定等)

- 第25条 市長は、景観上優れている等の理由から特に保全する必要があると認められる樹木を別に定める基準により保護樹として指定をすることができます。
- 2 市民は、保護樹の指定について推進会議に提案することができます。
 - 3 推進会議は、保護樹の指定について市長に提案することができます。
 - 4 市長は、保護樹の指定をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その所有者等の同意を得なければなりません。
 - 5 市長は、第1項の基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かなければなりません。
 - 6 市長は、保護樹を指定したときは、公表しなければなりません。
 - 7 市長は、枯死、滅失等により保護樹としての価値を失ったとき又はその他特別の理由があると認めるときは、第1項の指定内容を変更又は指定を解除することができます。
 - 8 市長は、保護樹の指定内容を変更又は指定を解除するときにも、第4項と第6項に定められた手続きを執らなければなりません。

【解説】

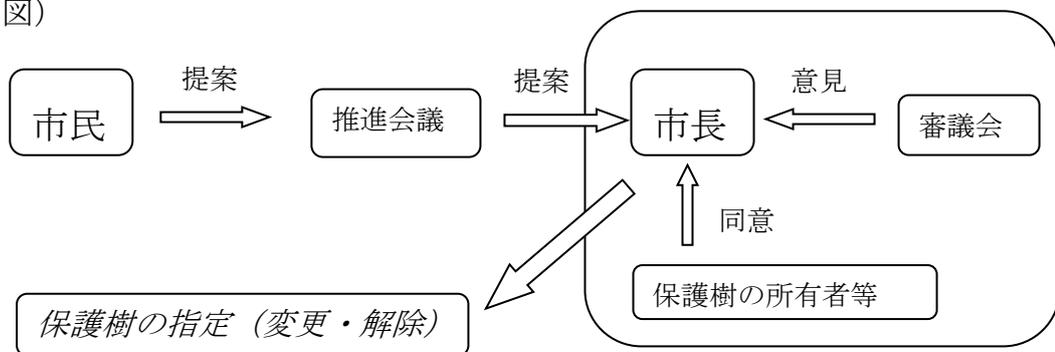
景観上優れている樹木や環境保全上重要な樹木、永年市民に親しまれている樹木などを保全するための規定で、別に定める基準により保護樹として指定します。

その手続きとして、市民は保護樹の指定について推進会議に提案し、推進会議は保護樹の指定について市長に提案することができます。

市長は指定基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かなければならず、保護樹の指定をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その所有者等の同意を得た上で、公表しなければならないことを定めています。

また市長は枯死、滅失等により保護樹としての価値を失ったとき、その他特別の理由があると認めるときは、保護樹の指定内容を変更又は指定を解除することができますが、その際、定められた手続きを執らなければなりません。

(フロー図)



(行為等の届出及び審査)

第26条 保護樹に対して規則で定める行為を行う人は、あらかじめその旨を市長に届け出なければなりません。ただし、国等が行う事業はこの限りではありません。

2 市長は、届出をした人に対して、別に定める基準に基づき審査した結果について、特別な理由がある場合を除き、届出を受理した日から起算して30日以内に適合又は不適合の通知をしなければなりません。

3 市長は、前項の不適合の通知をする場合は、届出をした人に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができます。

4 市長は、第1項の規則で定める行為及び第2項の基準を定めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなりません。

5 市長は、第2項で掲げる審査をする場合、必要に応じ審議会の意見を聴くことができます。

6 保護樹を譲渡するときは、所有者はその旨を市長に届出しなければなりません。

【解説】

指定された保護樹を守るため、保護樹に対して制限される行為があり、規則で定める行為を行う人は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならないことを定めています。

市長は、基準を定めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴き、届出をした人に対して、別に定める基準に基づき審査した結果について、届出をした日から30日以内に適合又は不適合の通知をしなければなりません。

その結果、市長は不適合の通知をする場合には、届出をした人に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができます。保護樹を譲渡するときは、所有者はその旨を市長に届出しなければなりません。

(保全等)

第27条 保護樹の所有者等は、その保護樹の保全に努めなければなりません。

2 市長は、保護樹を保全するために、必要な措置を執らなければなりません。

【解説】

指定された保護樹の所有者等は、この保護樹を健全な状態で保全するよう努めなければならないことを定めています。

市長は保護樹の保全について、所有者等が何らかの理由で保護樹の保全を出来ない場合は、その保全のため必要な措置を執らなければなりません。

第5節 景観・みどりプランの策定・実施等

(景観・みどりプランの策定等)

第28条 市長は、推進会議と連携し、景観・みどりづくりを推進するための実施計画（以下、「景観・みどりプラン」といいます。）を策定し、これを実施しなければなりません。

【解説】

市長は、景観・みどりづくりを推進する活動を行う推進会議と連携して、この条例及び基本計画に基づいた景観・みどりプランを策定し、これを実施しなければならないことを定めています。

第6節 みどりの保全・育成等

(みどりの保全・育成等)

第29条 みどりは、景観を形成するうえで重要な要素であるとともに、癒やし、環境保全、防災及び生産等、多様な機能をもつことから、市民等及び市はそれらが十分に活かされるよう、守り育て、つくらなければなりません。

2 水・大気・土壌は、みどりの保全と育成に欠かすことのできないものであることから、市民等及び市はそれらを良好な状態で維持しなければなりません。

【解説】

私たち人間の生存はみどりの存在なしにはありえません。みどりは私たちの日常に下記のようなさまざまな物理的、精神的恩恵をもたらしてくれます。

【みどりの主な機能】

- ① 心理的な効果：私たちはみどりの景観を目にしたり、その中に身を置くことで安らぎを感じ、癒されたりします。また、みどりのなかで行うさまざまなレクリエーションは明日への活力になります。
- ② 大気や水の浄化：光合成によって二酸化炭素を吸収し酸素を供給します。また、緑のダムとして水循環を安定させ、水を浄化します。
- ③ 自然災害防止：治山、治水に代表されるように山崩れや洪水を防ぎます。また、防風、防潮、延焼を防ぐなどの効果もあります。
- ④ 生産物の供給：農産物、木の実や果実、山菜やきのこ、木材や紙の原料など食糧や原材料をもたらします。また、「魚つき林」として海産物を豊富にします。
- ⑤ 文化的な効果：みどりは情操を育てる場や教育の場となります。絵画や音楽、民話、童話などの題材となり芸術も生まれます。
- ⑥ 気象緩和：みどりは地面を覆うことで直射日光による地温の上昇を緩和したり、気温の変化を緩和します。また、蒸散によって水分を放出し、湿度調整の役割を果たします。

このように色々な面で私たちを支えてくれるみどりの機能を認識するとともに、効果的に機能するようにみどりを守り育て新たに作りださなければなりません。

みどりの生育に欠かせない水・大気・土壌を良好な状態に保つことが豊かなみどりを育てます。

企業の生産活動はもちろんのこと、私たち一人一人が日常生活で水・大気・土壌に負荷をかけないように配慮することが大切です。

(在来植物の保全等)

第30条 在来植物は、生物の多様性を確保するために大切なものであることから、市民等及び市はそれを保全するとともに、在来植物による緑化に配慮しなければなりません。

【解説】

「在来種」とは本来その地域に生息している種をいいます。登別には人が生活するようになるずっと前から生息しているたくさんの「在来種」があります。それらは自らの長い歴史のなかで登別の環境に適応してきました。また、「在来種」の間でお互いの関係を築いてきました。

登別の「在来種」が持つ遺伝子、そして「在来種」同士がつくる生態系、その生態系から生まれる景観、これらは登別の特徴を持つ多様な生物から成るものです。これによって登別の良好な景観と豊かなみどりは形成されます。

逆に、「外来種」とは本来その地域に生息しない種で、人為的に持ち込まれた種をいいます。

現在、^{※1}オオハンゴウソウや^{※2}アライグマなどの「外来種」が人の管理を離れて、自然界に生息するようになり、登別本来の自然が変わりつつあります。私たちの何気ない行為が自然に悪影響を与えることにつながります。「外来種」をきちんと管理することで「在来種」への影響を防ぐようにしなければなりません。

緑化においては「在来種」による緑化に配慮し、「外来種」導入には細心の注意を払うとともに、自然界へ拡散させてはなりません。

※参考

生物多様性の保全は世界各国で取り組まれている課題です。国連加盟国の190数ヶ国が「生物多様性条約」に加盟し、独自の「生物多様性国家戦略」を策定・実行しています。我が国も1993年、この国際条約を締結しました。1995年には最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに4度の見直しを行っています。国家戦略のなかで「生物多様性の4つの危機」にふれ、第3の危機として「外来種」による危機について述べています。

それによると外来種が「地域固有の生物相や生態系を改変し、大きな脅威となっています」とし、「外来種ブラックリスト」の作成や「外来種被害防止行動計画」を策定推進するとしています。法律も2005年「外来生物法」2008年「生物多様性基本法」が整備され施行されています。北海道においても、2010年「北海道ブルーリスト2010」、2013年「生物多様性保全条例」を整備し「外来種」の問題に取り組んでいるところです。

※1：北アメリカ原産で、明治中期に観賞用に導入され、その後野生化し全国に分布する。北海道・福島県・長野県・岐阜県で大群落がみられる。
※2：北アメリカ原産で、1962年に愛知県で確認後、1980年代までに岐阜県・北海道・和歌山県・神奈川県等で野生化及び自然繁殖が確認されている。

第7節 景観阻害物件の改善要請

(景観阻害物件の改善要請)

第31条 市長は、景観を阻害していると認められる廃屋、廃材及び堆積物等の物件の所有者等に対し、改善措置を執るよう要請することができます。

2 市長は第1項の要請をする場合は、あらかじめ審議会の意見を聴くことができます。

【解説】

市長は、景観を阻害していると認められる廃屋、廃材及び堆積物等の物件の所有者等に対し、改善の措置を執るよう要請することができることを定めています。

この規定により、個人所有の物件であっても、市長はその所有者等に対して、改善するよう要請を行うことができます。

第4章 活動支援等

第1節 推進団体等への支援

(推進団体等への支援)

第32条 市長は、景観・みどりづくりを推進する個人や団体に助言や助成等の必要な支援を行うことができます。

【解説】

市長は、景観・みどりづくりを推進する個人や団体に技術的な助言や助成といった活動を推進するために必要な支援を行うことができるということを定めています。

第2節 推進団体等に対する表彰

(推進団体等に対する表彰)

第33条 市長は、景観・みどりづくりを推進している個人や団体の活動が特に優れていると認められる場合、その個人や団体を表彰することができます。

2 市長は、表彰する個人や団体の選出にあたって、あらかじめ審議会の意見を聴くことができます。

【解説】

市長は、優れた景観・みどりづくり活動を推進している個人や団体を表彰することができるということを定めています。

表彰を行うことにより、さらなる景観・みどりづくりの推進に繋がります。

また、その選出にあたっては、あらかじめ審議会の意見を聴くことができます。

(景観・みどりづくり賞)

第34条 市長は、景観・みどりづくりに寄与していると認められる優れた建築物等、庭園その他の物件について、その所有者や事業者等を表彰することができます。

2 市長は、表彰にあたって、あらかじめ審議会の意見を聴くことができます。

【解説】

市長は、景観・みどりづくりに寄与していると認められる優れた建築物等、庭園、庭木、その他の様々な物件について表彰することができるということを定めています。

また、その表彰にあたっては、あらかじめ審議会の意見を聴くことができます。

表彰の対象となる事業者には、建築物等の設計者や施工者等が想定されます。

(推進団体等の推薦)

第35条 推進会議は、第33条及び第34条の個人や団体の推薦を市長にすることができます。

【解説】

推進会議は、第33条及び第34条の表彰にあたり、個人や団体の推薦を市長にすることができるということを定めています。

第3節 市民の参加

(市民参加の推進)

第36条 市長は、景観・みどりプランの実現のため、市民が積極的に参加できるよう必要な措置を講じなければなりません。

2 推進会議は、市長にその具体策を提案することができます。

【解説】

市長は、景観・みどりプランの実現のためには、町内会との連携を図るなど、常に情報を共有し、市民が積極的に参加できるよう必要な措置を講じなければならないことを定めています。

また、推進会議は、市民が積極的に参加できるよう、その具体策を市長に提案することができます。

(提案制度)

第37条 市民は、推進会議に対して、基本計画及び景観・みどりプランの改正について提案することができます。

2 推進会議は、市長に対して、基本計画及び景観・みどりプランの改正について提案することができます。

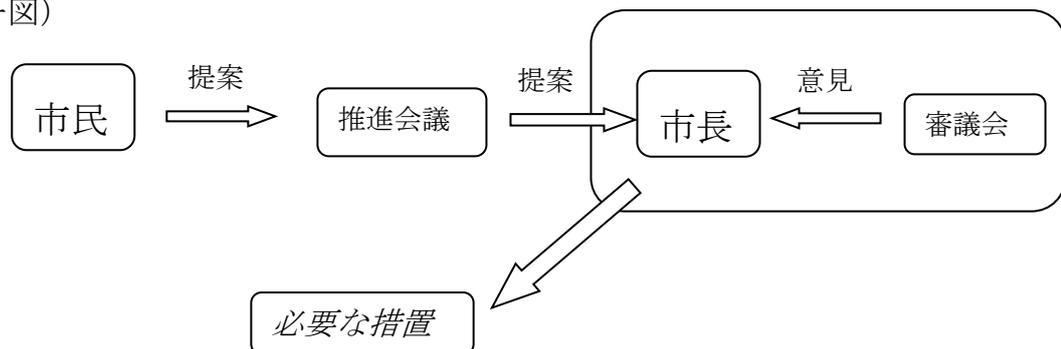
3 市長は、前項の提案を受けた場合には、あらかじめ審議会の意見を聴いて必要な措置を執らなければなりません。

【解説】

推進会議は、基本計画及び景観・みどりプランの改正について、自らが市長に提案することはもちろんですが、市民からの提案を市長に提案する組織であることから、市民から出された様々な意見の中から基本計画及び景観・みどりプランの改正に活かせるような意見を集約する必要があります。

市長は、これらの提案を受けた場合には、あらかじめ審議会の意見を聴いて必要な措置を執らなければなりません。

(フロー図)



第5章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

【解説】

本条では、この条例を施行するに当たり必要な事項は、市長が別に定めることとしています。